

◎ 東京都告示第千五百六十二号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）
第十七条の二第一項の規定により、平成三十年東京都告示
第一千六十五号（東京都都税条例の規定による納期限等の延
長）に、岡山県倉敷市真備町に住所又は居所の所在地（納税者
が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主
たる事務所）の所在地以外を納税地と指定されている場合に
おいては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む
む。）がある納税者に係るものについてはその納期限
等が平成三十年七月五日から同年十二月二十四日までの間
に到来するものについて、同月二十五日とす。ただし、
個人の事業税、固定資産税及び都市計画税に係るものにつ
いては、その納期限等が平成三十年七月五日から同年十二
月二十六日までの間に到来するものについて、同月二十七
日とする。

平成三十年十一月十五日

東京都知事

小

池

百合子